

6. 会員の登録・異動

1 原則

研究分科会活動への参加者は、更新時の登録者を基本としますが、活動期間中に入退会・区分変更等の異動があった場合、分科会代表者が判断し、月例担当理事校へ届け出をしてください。(更新時の会員登録は14.更新を参照)

1)入会… (01、02) 「参加申込書(機関用)」(様式14)と「参加申込書(個人票)」(様式15)

(03~06) 「参加申込書(個人票)」(様式15)

2)中途参加

(01、02) 「中途参加申込書(機関用)」(様式16)と「参加申込書(個人票)」(様式15)

(03~06) 「参加申込書(個人票)」(様式15)

3)退会・代表者の交替・会員区分変更・その他……「異動事務連絡」(様式10)

2 中途参加

1)中途参加の申込み

正会員への中途参加を希望する場合、参加希望者所属大学図書館より「中途参加申込書(機関用)」および「参加申込書(個人票)」を月例会担当理事校に郵送してください。個人会員への中途入会を希望する場合は、参加希望者本人または参加希望分科会代表者より「参加申込書(個人票)」を、月例会担当理事校宛メールにて送付してください。

2)参加希望分科会代表者による承認

月例会担当理事校より分科会代表者に「研究分科会中途参加希望者名簿」をメールにて送付、分科会代表者が諾否を記載の上、月例会担当理事校に返信してください。

3)入会可否の通知

代表者の承認が得られた場合には月例会担当理事校にて決定通知書を作成、私立大学図書館協会東地区部会研究部の文書番号を研究部担当理事校より取得し、分科会代表者にメールにて送付します。決定通知書は、正会員の場合は、参加希望者所属大学図書館長宛、参加希望者宛、参加希望分科会代表者宛の3通、個人会員の場合は、参加希望者宛、参加希望分科会代表者宛の2通となります。

以上